

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380131

研究課題名(和文) 株式会社監査の公監査的再構成

研究課題名(英文) Restructuring the Stock Corporation Audit System from the Viewpoints of the Public Audit System

研究代表者

池村 正道 (IKEMURA, Masamichi)

日本大学・法学部・教授

研究者番号：30159644

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：株式会社監査の公監査的再構成と題して、株式会社の監査制度に関する新たな視点を公監査、とりわけ地方公共団体の外部監査(包括外部監査)に求め、そこでの法的議論、立法の変遷から株式会社の監査制度に関する解釈論・立法論的手掛かりを得ることができた。公監査についても株式会社の監査制度についても議論の変化が激しく、それを踏まえた研究を行うことが必要でさらに発展される研究を行った。会社法改正において監査役制度を強化する改正や、監査等委員会設置会社制度の新設等について検討を行った。行政法の観点から会社法における内部統制をどう自治体監査とリンクするかを検討した。

研究成果の概要(英文)：While a new perspective of the stock corporation audit system was sought in the public audit system, especially the external audit system of the local public bodies, and a key element for the construction or the legislation of the stock corporation audit system was obtained from the legal arguments on and the legislative changes of such public audit system, a need to conduct a further research to develop this study arose due to the drastic changes in the arguments on the public audit system and the stock corporation audit system, so that such research was conducted, taking into account such changes. Regarding the amendments of the Corporate Act, an assessment was made on an amendment to strengthen the auditor system, the new establishment of the system of the company with audit and supervisory committee and so on. By analyzing how the internal control under the corporate law may be linked to the local government audit system from the viewpoints of the administrative law.

研究分野：法学

キーワード：自治体監査 監査制度 地方自治 監査役 内部統制 外部監査 妥当性監査 不当

## 1. 研究開始当初の背景

株式会社の監査制度は、会社法改正の度に主要テーマを形成し、その際の改正趣旨としては、決まって「監査制度の実効性の確保」が掲げられてきた。これは、我が国の監査制度がいかに不幸な存在であったかの何よりの証左である。これまでの会社法学は、監査役を実効あらしむべく、主にドイツの法制を参考に、その権限とりわけ業務監査権限を拡充すること、及び、監査役に代替する制度として、主にアメリカの法制を参考に、社外取締役が過半数を占める監査委員会を設置することで、問題に対処しようとしてきた。しかし、は実務上期待されたほど定着せず、

は相変わらずに「実効性の確保」が叫ばれる状態である。そして、来る会社法改正においては、の要素をにブレンドした「監査・監督委員会」制度が新たに導入される見込みとなっているが(会社法改正要綱第一部第一参照)。これはをベースにしつつ、そこから「実査」を除く限度での「趣旨」を取り入れた、理念のない折衷案に他ならない。

この点、株式会社の基本的設計思想として、旧有限会社型を念頭に置いた think small first (小さい会社を第一に考える)方式を採用した会社法は、監査役を必須の機関として位置付けておらず(会社法 326 条 2 項)、このことと監査制度の現状を重ね合わせて考えるとき、更には、我が国の監査役制度がガラパゴス状態にあるとの批判を受け、グローバル・スタンダードに近い委員会設置会社制度を導入した経緯にもかかわらず、今回更に独自の機関構成を選択肢化することを思い起こすとき、株式会社における監査制度の将来に一層の憂慮を覚えざるを得ない。

そのような折、時を同じくして、地方公共団体の外部監査について、総務省自治行政局行政課において「地方公共団体の監査制度に関する研究会」が設けられ、特に包括外部監査制度の見直しが大きな争点となった。その成果は、「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」に取り纏められているところであるが([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000219869.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000219869.pdf))。同研究会のメンバーとして会社法学的視点から発言を行った研究分担者・松嶋(会社法専攻)と、研究代表者・池村(行政法専攻)とが意見交換を重ねるなかで、前記報告書とは視点を逆にして、地方公共団体の監査制度に関する議論から、会社法学、特に株式会社の監査制度について示唆を得るという着想に至ったものである。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、「株式会社監査の公監査的再構成」と題して、株式会社の監査制度に関する新たな視点を公監査、わけでも地方公共団体の外部監査(包括外部監査)に求め、そこでの法的議論、立法の変遷から株式会社の監査制度に関する解釈論・立法論の手がかりを得ることを目的とするものである。包括外部

監査における「監査」と「コンサルティング」の融合を他山の石として、法務省「会社法制の見直しに関する要綱」(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500016.html>) (以下「会社法改正要綱」という)によるところの監査役から「実査」の要素を省く「監査・監督委員会」制度の批判的検証を行うほか、最終的に、会社法学と行政法学(特に地方自治法学)との理論的接合を目指す学際的研究である。

(2) 本研究は、監査という共通項から入って、最終的に行政法(地方自治法)と会社法との接合を目指す。このような視点は、我が国においては、田中英夫・竹内昭夫『法の実現における私人の役割』(1987年、東京大学出版会)が住民訴訟と代表訴訟を対比検討している例を除き、ほとんど皆無である。しかも、自治体監査の観点から株式会社の監査制度を見直すという視角も、これまでとは逆のものであり、独自の意義を持つと思料する。

一方、比較法的にみても、これまで公企業体(public authority)における効率性改善を目的として、株式会社監査的手法を取り入れる提案がなされてきたが(例えば、Jonathan Rosenbloom, Can a Private Corporate Analysis of Public Authority Administration Lead to Democracy? 50 N.Y.L. Sch. L. Rev. 851 (2005/2006).)、地方公共団体の包括外部監査における法的議論、立法の変遷を参照しつつ、株式会社の監査制度の解釈論、立法論を構築するような研究成果には接することができない。このような研究状況は、本研究の独自性を裏付けるものである。

続いて、本課題を考究するための研究組織であるが、研究代表者・池村は、行政計画における広範な裁量に対する統制手段の計画・策定・手続を、都市計画の問題を中心に研究してきた者である(内山忠明=池村正道編『自治行政と争訟』(2003年、ぎょうせい)参照)。また、社会貢献の一環として日本法政学会理事を務める中で、隣接法領域にも視野を広げている。研究分担者・松嶋は、司法修習を終った法曹として実務に従事しつつ、会社法学を専攻する研究者である。研究代表者の影響で、近時行政法学との連携の必要性を痛感し、関連研究を行っている(松嶋隆弘「原発事故の被害者救済システムについての一考察～企業法の観点から～」法政論叢 49 巻 1 号(2012年)59～69 頁等)。同・大久保は、イギリス法を比較法のフィールドとして、監査制度研究から出発した会社法研究者であり、同・工藤は、アメリカ法を比較法のフィールドとし、信託法的知見から会社法上の諸問題を研究する会社法研究者である。同・鬼頭は、ストラクチャード・ファイナンスに代表される「仕組み」に強い関心を持つ会社法研究者、同・金澤及び平は、ともに法曹資格を持つ研究者である(金澤は会社法、平は行政法をそれぞれ専攻)。上記研究分担者間では、十指に余る共同研究業績が既に公刊され

ている。このように本研究は、同一大学に所属する行政法研究者と会社法研究者とが密な連携の下に、直接の研究対象を監査制度に据えつつ、究極的には「会社法と行政法の接合」に至るべく、学際研究に取り組もうとするものである。

(3) 行政法上、会社法上の監査制度に関する予備研究、公監査における包括外部監査の株式会社監査への応用に関する本研究、会社法学と行政法学との理論的接合に関する応用研究の階梯を研究期間の3年間を通じて行うことにする。

予備研究としては、行政法サイドからは、前記「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」を手がかりに、自治体監査の全体構造とその歴史の変遷を把握することにする。会社法サイドからは、株式会社の監査制度の変遷とその評価、そして今次の「監査・監督委員会」に関する立法過程の検証が主たる内容となる。異分野の研究者が相手方の法領域につき必ずしも十分な理解を有しているわけではない以上、こうして「同じ土俵」に乗ることは必要不可欠な作業であるし、地方自治法が独立法領域としての色彩を増す現在、行政法研究者間にあっても有益と考えられる。加えて、いずれの分野の制度も歴史の産物であり、かつ外国法を母法とするために、比較法的研究も要することとなる。本研究としては、自治体監査の中でもっともコントロールしやすい包括外部監査を題材に、その法的構造と問題点を確認した上、株式会社の監査制度がそこから何を学ぶことができるか（またはできないか）について、行政法サイドからの知見の提供を受けた上、会社法学的観点から検討を深めていくこととなる。最終的に、以上の検討を踏まえ株式会社の監査制度に関する提言を行うことにする。なお、応用研究として、ガバナンスという共通項を有しつつ、具体的な理論的連携が試みられることの少なかった、両法分野の理論的接合に踏み入ることとする。最終的には、コーポレート・ガバナンスに関する会社法の議論を自治体のガバナンスに活かすかブランドデザインを提示したい。

(4) 自治体監査の観点から株式会社の監査制度を見直すという視角自体がオリジナルといい得るが、その実際的な意味としては、包括外部監査を参考に会社法下の監査権限分配秩序を再考察するなかで、多様な機関設計を可能にしつつ指針を示さない会社法に新たな立法論的視座を提供することにある。包括外部監査は意図的に監査人と権限を「重複」させた制度であり、かつその実体は監査でなく「コンサルティング」であると思われる。このような権限の重複の可否、監査とコンサルティングの違いの明確化が、主要な争点となると予想される。なお、研究分担者・松嶋及び工藤は、事業体法制を研究テーマと

してきており（松嶋隆弘「EU 会社法と日本の事業体法制～欧州私会社(SPE: Societas Privata Europaea)を中心として～」法学紀要 53 巻(2012 年)245～273 頁、工藤聡一『ビジネス・トラスト法の研究』(2007 年、信山社))、本研究は、事業体法制と公的組織体とに関する理論の架橋という意味をも持つことになる。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究においては、法律学の一般的研究手法である文献研究、とくに母法たる外国法制度との比較法研究を主たる研究手法に据えつつ、その蓄積に基づき、ワークショップを通じた異分野の研究者間の積極的意見交換を行い、また海外調整研究を加味することで、株式会社監査のあり方に関して、学際的研究価値を生み出すことを狙いとする。すなわち、領域単位でワーキンググループを組織し、自治体監査の全体構造とその歴史の変遷、理論的・実務問題を把握し、他方、株式会社監査の歴史の変遷と母法の運用状況の把握、現下の立法的対応の検証したうえで、その理論的統合を試みる。文献に表出しにくい実務の「空気感」は、実際界からの意見聴取、事例収集を積極的に行って補完する。また、監査対象の模模その他の要因により運用上相当の隔たりがあることを考慮し、海外事例の援用をも行って母数を確保し、揺らぎの発生を食い止める。

(2) 平成 26 年度は、本研究の出発点について認識の整理を試みるほか、比較法的調査を開始する。研究組織には、行政法ワーキンググループ(池村、平)と会社法ワーキンググループ(松嶋、大久保、工藤、鬼頭、金澤)とを置き、グループ毎のミーティングはもちろんのこと、定期的に合同研究会を開催することで、進捗の確認と知見の共有を行うことにする。研究会は、所属機関のホームページを通じての開催告知が可能であり、実務家や学内外の研究者の参加を募って、客観性や多様性を担保する予定である。

具体的な内容としては、行政法サイドからは、前記「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」を手がかりに、自治体監査の全体構造とその歴史の変遷を把握する。会社法サイドからは、株式会社監査の歴史の変遷と母法の運用状況の把握、現下の立法的対応の検証を行う。これらは、実定法的基盤研究としての意味と、沿革や母法上の規制にまで立ち入った法制的・比較法的研究としての意味とを併有する。

文献・資料の収集については、行政法ワーキンググループは、公監査に関し、総務省のデータベースを活用する一方、個別事例について必要に応じ情報公開制度を利用する。会社法ワーキンググループは、株式会社監査に関し、実務に従事する研究組織のネットワークを最大限利用するほか、国内最大規模を誇

る大学同窓会組織の協力を仰いでアンケート調査を実施することも視野に入れている。また、比較法的研究に関しては、研究組織全体のバランスを勘案しつつ、オンラインデータベース（LexisNexis, Westlaw 等）の利用によって費用を抑制しつつ、他方で、直接的な情報収集や意見交換によって本質的知見を形成することの重要性に鑑み、必要な限りで海外現地調査を組み合わせることにする。実際界からの情報収集は、実務の運用実態の正確な理解のために必要不可欠であるものと認識している。その際、自治体監査に関しては、大規模な自治体と小規模な自治体とで、あるいは首都圏の自治体と地方の自治体とで相当大きな運用の隔たりがあることに注意したい。これは自治体サイドだけでなく、監査を実際に担う監査人（弁護士、公認会計士、税理士等）の意識にも相当影響を与えているものと推測される。場合によっては、監査を担う専門家職業団体（弁護士会、税理士会等）にも交渉を試みるつもりであるが、そこでは、業界の利益も複雑に絡む故の「ポジショントーク」による偏差をできるだけ排除するよう配慮する。

#### 4. 研究成果

(1) 地方自治体の監査制度に関する研究会報告書に参与した者が、同報告書の概要とそこに含まれるであろう理論上の問題点につき、包括的に研究報告を行った。

(2) 会社法改正（しかも同改正の中には監査制度が含まれる）が行われた年度でもあるところから、まずは会社法の相応する制度（前述の監査等委員会設置会社に加え、監査役制度）につき、会社法専攻の研究分担者を中心に、研究を進めることとした。その概要の一端は、会社法教科書や改正会社法解説書として公刊されるに至った。

(3) 平成 26 年改正された会社法は、平成 27 年 5 月 1 日に施行され、同改正の中には監査役制度を強化する改正や、監査等委員会設置会社制度の新設等、監査制度に関する改正が含まれている。本研究では、改正前後の実務の状況を踏まえ、会社法専攻者が検討を行った。

(4) 行政法専攻者は、本来のフィールドである行政法の分野においては、行政不服審査法の改正が行われたこと等についてのフォロー・アップの作業を行った。特に、行政法専攻者は、行政不服審査の不当性概念等に関して、学会報告し、翌年度には学術論文を公刊している。また、同研究者は地方公務員に対する分限免職処分の「不当」性審査基準に関して学術論文を公刊したことは、本研究の大きな成果である。これらの学術論文は「公監査」における「不当」性（違法性とは異なる概念、行政不服審査法 1 条 1 項）の審

査の基準や考慮事項に関して考察するものであり、もって、株式会社監査につき公監査的に（地方自治法 242 条 1 項参照）再構成することに寄与せんと試みたものである。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 28 件）

平 裕介、障害者総合支援法に基づく介護給付費の不支給決定処分の違法・不当の審査に関する一考察、日本大学法科大学院法務研究、査読有、15 号、2018 年、155-169 頁

松嶋 隆弘、現物出資規制、検証判例会社法、査読無、2017 年、165-186 頁

松嶋 隆弘、企業の不正会計事例から見る中小企業のガバナンス、税理、査読無、60 巻 8 号、2017 年、2-8 頁

松嶋 隆弘、人的分割型会社分割の際の配当と否認の可否（東京地判平成 28 年 5 月 26 日 1495 号 41 頁）、法律時報別冊私法判例リマックス、査読無、55 号、2017 年、90-93 頁

大久保 拓也、報酬規制、検証判例会社法、査読無、2017 年、408-429 頁

鬼頭 俊泰、監査等委員会設置会社における取締役の法的責任～取締役の利益相反が問題となった MBO 事例を手掛かりに～、商学集志、査読無、86 巻 4 号、2017 年、255-273 頁

平 裕介、地方公務員に対する分限免職処分の「不当」性審査基準に関する一考察、日本大学法務研究科法務研究、査読有、14 号、2017 年、115-138 頁

金澤 大祐、M & A と取締役の義務、検証判例会社法、査読無、2017 年、430-446 頁

大久保 拓也、監査等委員会設置会社の導入と社外取締役の活用、現代商事法の諸問題 - 岸田雅雄先生古稀記念論文集 -、査読無、2016 年、129-147 頁

金澤 大祐、非上場会社における有利発行の判断基準、税務事例、査読無、48 巻 9 号、2016 年、56-61 頁

金澤 大祐、MBO における取締役の会社に対する責任が認められた事例、法学セミナー増刊速報判例解説、査読無、19 号、2016 年、127-130 頁

平 裕介、行政不服審査法活用のための「不当」性の基準、公法研究、査読有、78

号、2016年、239-248頁

松嶋 隆弘、自治体監査と会社法上の監査との対比 - 「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」を素材として -、法学新報、査読有、122巻9号10号、2016年、429-461頁

松嶋 隆弘、譲渡制限のある株式30万株の譲渡の承認を求めた株主とその承認を拒絶した会社の指定した買取人とがそれぞれ裁判所に決定を申し立てた売買価格について1株当たり693円と決定された事例、税務事例、査読有、48巻3号、2016年、49-55頁

鬼頭 俊泰、イギリス法におけるシンジケート・ローン - 日本法との比較を手掛かりに -、日本法学、査読有、81巻4号、2016年、175-195頁

松嶋 隆弘、経営破綻した大手スーパーの社債の購入者らによる、社債販売会社(証券会社)、社債管理管理者(銀行)に対する損害賠償請求に関する事件: マイカル投資家訴訟名古屋事件、日本法学、査読有、81巻1号、2015年、221-244頁

金澤 大祐、退任した元取締役の第三者に対する責任を認めた事例、新・判例解説 Watch 法学セミナー増刊、査読有、16号、2015年、131-134頁

大久保 拓也、全部取得条項種類株式の利用によるスクイズアウトに係る株主総会決議が取り消された事例(アムスク株主総会決議取消請求事件) 新・判例解説 Watch 法学セミナー増刊、査読有、16号、2015年、123-126頁

松嶋 隆弘、株式の準共有者間における権利行使者の指定が権利濫用に当たるとされた事例(大阪高判平成20年11月28日判時2037号137頁、金判1345号38頁) 税務事例、査読有、47巻1号、2015年、53-57頁

平 裕介、公の施設としての船舶係留施設を廃止する条例の適法性審査基準に関する一考察、日本大学法務研究科法務研究、査読有、12号、2015年、121-141頁

④工藤 聡一、航空由来カーボンの排出削減と国際社会、日本法学、査読有、80巻3号、2015年、525-557頁

②大久保 拓也、イギリス上場会社における非業務執行取締役の独立性と監督機能、日本法学、査読有、80巻3号、2015年、493-523頁

②鬼頭 俊泰、信託制度と事業体制度との交錯 - 法人課税信託制度を手掛かりに -、商学集志、査読有、84巻2号、2014年、1-20頁

[学会発表](計4件)

平 裕介「行政不服審査法活用のための「不当」性審査」日本公法学会、2015年10月27日、同志社大学今出川キャンパス

鬼頭 俊泰「改正会社法における監査等委員会設置会社の意義と実務への影響」実践経営学会、2015年8月30日、亜細亜大学

鬼頭 俊泰「イギリス法におけるシンジケート・ローン - 日本法との比較を手掛かりに - 」比較法学会、2015年6月6日~7日、中央大学後楽園キャンパス

大久保 拓也「イギリスの上場会社における非業務執行取締役の役割」比較法学会、2015年6月6日~7日、中央大学後楽園キャンパス

[図書](計7件)

青柳馨・阿部造一、大川康徳、小山浩、平裕介、鶴岡拓真、富澤伸江『新・行政不服審査の実務』三協法規出版株式会社、2018年、印刷中

阿部徳幸・松嶋康尚・松嶋隆弘編『会社の解散・清算をめぐる法務と税務』三協法規出版株式会社、2017年、320頁

松嶋 隆弘(永井和之・中島弘雅・南保勝美編)『会社法新判例の分析』中央経済社、2017年、449.6-11頁、89-101頁、228-234頁、346-352頁

松嶋 隆弘(永井和之編)『よくわかる会社法(第3版)』ミネルヴァ書房、2015年、239.2-3頁、6-17頁、20-22頁

松嶋 隆弘(改正会社法研究会編)『平成26年改正会社法のポイントと実務 - 施行規則完全対応』財経詳報社、2015年、262.2-11頁、65-88頁、126-132頁、138-160頁、225-236頁

松嶋 隆弘(上田純子・松嶋隆弘編)『改正会社法解説と実務への影響』三協法規出版株式会社、2015年、344頁

松嶋 隆弘(松嶋隆弘編)『会社法講義30講』中央経済社、2015年、396頁

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

池村 正道 (IKEMURA, Masamichi)  
日本大学・法学部・教授  
研究者番号：30159644

##### (2) 研究分担者

金澤 大祐 (KANAZAWA, Daisuke)  
日本大学・法務研究科・助教  
研究者番号：10648504

松嶋 隆弘 (MATSUSHIMA, Takahiro)  
日本大学・法学部・教授  
研究者番号：20287569

平 裕介 (TAIRA, Yuusuke)  
日本大学・法務研究科・助教  
研究者番号：30648506

工藤 聡一 (KUDOU, Soichi)  
日本大学・危機管理学部・教授  
研究者番号：40337126

鬼頭 俊泰 (KITOU, Toshiyasu)  
日本大学・商学部・准教授  
研究者番号：40512075

大久保 拓也 (OOKUBO, Takuya)  
日本大学・法学部・教授  
研究者番号：90333103